

支援制度を紹介します

制度名	内容
<p>緊急事態措置の影響を受けた事業者が対象</p> <p>月次支援金(国)</p> <p>☎月次支援金相談窓口 ☎0120・211・240</p>	<p>支給上限額 中小企業=1月当たり上限20万円 個人事業主=1月当たり上限10万円</p> <p>☎緊急事態措置などに伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛などの影響を受けている 中小企業・個人事業主</p> <p>要件 緊急事態措置などが実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が対前年同月比もしくは対前々年同月比で50%以上減少している</p> <p>※感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)を受給した事業者は対象外です。</p> <p>申請期限 4月・5月分=8月15日(日)まで 6月分=8月31日(火)まで 7月分=9月30日(木)まで</p>
<p>緊急事態措置の影響を受けた事業者が対象</p> <p>頑張る中小事業者月次支援金(県)</p> <p>☎頑張る中小事業者月次支援金センター ☎082・248・6853</p>	<p>支給上限額 中小企業=1月当たり上限20万円 個人事業主=1月当たり上限10万円</p> <p>☎緊急事態措置などに伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛などの影響を受けている 中小企業・個人事業主</p> <p>要件 ・緊急事態措置などが実施された月のうち、措置の影響により月間売上が対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している ・売上が50%以上減少の場合は、月次支援金(国)を受給している</p> <p>※感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)を受給している期間は対象外です。</p> <p>※7月分は飲食店も対象となります。</p> <p>※その他にも条件があります。詳しくは県☎で確認してください。</p> <p>申請期限 5月分=8月20日(金)まで 6月分=8月31日(火)まで 7月分=9月30日(木)まで</p>
<p>飲食店が対象</p> <p>感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第2期)(県)</p> <p>☎県協力支援金センター ☎082・248・6851</p>	<p>支給額 1店舗当たり1日3万円~19.5万円</p> <p>※事業規模、支給要件、協力内容によって支給額が変動します。</p> <p>☎緊急事態措置に伴い、営業時間の短縮や休業を実施した飲食店</p> <p>要件 6月2日~6月20日の全ての日で、営業時間の短縮や休業に協力している</p> <p>※その他にも条件があります。詳しくは県☎で確認してください。</p> <p>申請期限 8月10日(火)まで延長</p>
<p>中小企業・個人事業主が対象</p> <p>雇用調整助成金等活用促進事業(市・県)</p> <p>☎商工振興課 ☎0848・67・6013</p>	<p>支給上限額 上限10万円に対象経費の全額を補助(申請は1回限り)</p> <p>☎市内に本社・本店または主たる事業所がある中小企業・個人事業主</p> <p>要件 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業などにより、広島労働局長から雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けている人</p> <p>対象経費 雇用調整助成金などの申請に要した社会保険労務士への経費</p> <p>※支払い済みの経費も対象となります。</p> <p>申請期限 12月31日(金)(消印有効)まで延長</p>
<p>総合支援資金の受給者が対象</p> <p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(市)</p> <p>☎社会福祉課 ☎0848・67・6059</p>	<p>月額支給額 単身世帯=6万円 2人世帯=8万円 3人以上世帯=10万円</p> <p>支給期間 3カ月</p> <p>☎社会福祉協議会の実施した「総合支援資金」の再貸し付けを受けた、または再貸し付けの申請をしたが不承認となった世帯</p> <p>☎社会福祉協議会(サン・シープラザ4階)</p> <p>※資産や収入などの要件があります。</p> <p>※住居確保給付金(市)の併給が可能です。</p> <p>※その他にも要件があります。詳しくは市☎で確認してください。</p> <p>申請期限 8月31日(火)まで</p>
<p>国保・後期高齢者医療に加入する被用者が対象</p> <p>傷病手当金</p> <p>☎保険医療課 国保☎0848・67・6050 後期高齢者医療☎0848・67・6056</p>	<p>支給額 給与の日額×2/3×休んだ日数(4日目以降)</p> <p>※有給休暇など、給与の支払いを受けて休んだ日は「休んだ日数」には含まれません。</p> <p>☎次の要件を全て満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状により感染の疑いがあり、療養のために休職した ・国民健康保険または後期高齢者医療に加入している ・被用者である <p>※他の保険に加入している人は、加入している保険者に問い合わせてください。</p> <p>※申請前に必ず電話で問い合わせてください。</p>



▲県☎



▲県☎



▲市☎

※ほかにも各種支援制度があります。市☎などで確認してください。



▲市☎